

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

市及びその他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く市民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、住み続けられるまちづくり（SDGs11）を踏まえて、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において、被災時における性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（L G B T等）の視点を考慮した支援体制の整備を図る。

また、東日本大震災の発生を踏まえ、災害記憶の後世への継承に積極的に取り組むものとする。

第2 防災知識の普及

【危機管理課】

1 防災知識普及計画の作成

防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

- (1) 防災関係機関は、職員に対し、震災時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。
- (2) 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - ① 震災対策関連法令
 - ② 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
 - ③ 震災に関する基礎知識
 - ④ 土木、建築、その他震災対策に必要な技術
 - ⑤ 市民に対する防災知識の普及方法
 - ⑥ 震災時における業務分担の確認
 - ⑦ 東日本大震災の反省、教訓

3 市民に対する防災知識の普及

- (1) 市は、被害の防止、軽減の観点から、市民が、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること、及び早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得るものとする。

(2) 防災関係機関は、市民の防災に対する意識の高揚を図り、震災時において、市民一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して防災知識の普及徹底に努める。

- ① 広報誌、ホームページの活用
- ② 講演会等の開催
- ③ 自主防災活動に対する指導
- ④ 防災関係資料の作成、配布
- ⑤ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- ⑥ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
- ⑦ 起震車等による災害の擬似体験
- ⑧ 日頃からの地域における話し合い
- ⑨ 学校等における防災教育

(3) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ① 地震及び津波に関する基礎知識
- ② 過去における主な災害事例、東日本大震災における教訓
- ③ 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
- ④ 自主防災組織等の活動に対する理解と協力
- ⑤ 緊急地震速報、津波警報、避難指示等の意味及び内容
- ⑥ 早期避難の重要性及び、地震・津波発生時の心得、避難方法
 - ア 普段の生活場所での避難指示等の受信方法を確認する。
 - イ 普段の生活場所での危険箇所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難場所、避難経路等を確認する。
 - ウ 災害時における家族内での「津波でんでんこ」と「決して戻らない」を徹底し、連絡方法や避難の仕方を決めておく。
- ⑦ 平常時における心得
 - ア 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - イ いざというときの対処方法を検討する。
 - ウ 防災訓練等へ積極的に参加する。
 - エ 愛玩動物との同行・同伴避難や指定避難所（グリーピア三陸みやこ等）での飼養の方法を決めておく。
 - オ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
 - カ 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。
- ⑧ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

- ⑨ 心肺蘇生法、止血法等の応急処置
 - ⑩ 災害危険箇所に関する知識
 - ⑪ 標高や東日本大震災を踏まえた津波浸水範囲等
 - ⑫ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想され地震動及び津波に関する知識
- (4) 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえたうえで行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。
- (5) 市は、東日本大震災の記憶と記録を風化させることなく後世へ伝承し、被災体験や教訓を生かすために、災害映像や写真データ、災害記録関係資料の収集・整理、データ管理、災害の記録集を作成するとともに、市民を含め国内外へ情報発信を行う。
- (6) 市は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

市は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、地震・津波災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

5 防災学習教育旅行等の促進

市は、過去の災害の教訓を全国・次世代に伝承するため、宮古市観光文化交流協会等が行う、津波遺産を活用した防災学習教育旅行等の誘致を促進する。

6 防災文化の継承

- (1) 市及びその他の防災関係機関は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- (2) 市及びその他の防災関係機関は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、地震・津波災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、地震・津波災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- (3) 住民等は、自ら地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関は、各種資料の活用等により、これを支援する。

7 国際的な情報発信

市及びその他の防災関係機関は、地震・津波災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第3 宮古市総合防災ハザードマップの更新

【危機管理課】

1 宮古市総合防災ハザードマップの更新

市は、次の事項をまとめた「宮古市総合防災ハザードマップ」を、平成30年3月に更新した。

また、内閣府が令和2年9月に公表した「日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定」に基づく「宮古市総合防災ハザードマップ（被害予測地図）暫定版」を令和4年2月に作成した。

(1) 津波

① 「岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査」（平成16年12月）に基づく、津波で想定される浸水区域

② 「東日本大震災津波詳細地図（日本情報地質学会）」による津波浸水範囲

③ 内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定」に基づく、浸水区域

(2) 洪水

① 閉伊川、八木沢川、津軽石川については、岩手県による浸水予想シミュレーションに基づく洪水浸水範囲及び深さ

② その他の河川については、岩手県の河川計画資料を参考に、宮古市独自にシミュレーションを行った結果

(3) 土砂

① 岩手県が作成した「土砂災害警戒区域等指定図」、「土砂災害基礎調査結果公表図」、「土砂災害危険箇所図」

(4) 宮古市総合防災ハザードマップの修正

県は、上記の各事項における最新の浸水想定等を設定し、関係市町村長に通知するとともに公表する。

市は、県からの通知を受け、「宮古市総合防災ハザードマップ」の修正を行う。

2 周知及び活用

市は、「宮古市総合防災ハザードマップ」を活用し、市民に対する避難対象地域や避難場所等に関する周知、啓発に努める。

市民は、日頃から自宅の最寄りの避難場所（高台）や避難所（施設）、そこまでの経路について家族や地域で確認し、災害時に適切な行動がとれるよう本ハザードマップを活用する。

第2節 消防団の強化・地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- 1 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の強化を図る。また、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 市は、「自分達の地域は、自分達で守る」という、市民の自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織及び婦人防火クラブの育成、強化を図る。
- 3 市は、市内の一定の地区内の住民等から宮古市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、宮古市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2 消防団の強化

【消防対策課】

【本編・第2章・第2節・第2 参照】

第3 自主防災組織等の育成強化

【危機管理課】

【本編・第2章・第2節・第3 参照】

第4 住民等による地区内の防災活動の推進

【危機管理課】

【本編・第2章・第2節・第4 参照】

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

市及びその他の防災関係機関は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の影響が広域にわたることに配慮し、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- 1 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- 2 防災関係機関相互の協力体制の確立
- 3 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 防災訓練の実施

【各課】

1 実施方法

- (1) 市は、災害対策基本法に基づき、毎年1回以上、関係防災機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施する。
- (2) 市は、訓練結果の事後評価を通して防災対策上の課題を明らかにし、その改善に努める。
- (3) 訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とする。
 - ① 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。
 - ② 実地訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実地に防災活動に習熟するため実施する。
- (4) 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

① 通信情報連絡訓練	⑦ 水防訓練	⑬ 交通規制訓練
② 職員非常召集訓練	⑧ 救出・救助訓練	⑭ 避難所運営訓練
③ 自衛隊災害派遣要請訓練	⑨ 医療救護訓練	
④ 避難訓練	⑩ 施設復旧訓練	
⑤ 消防訓練	⑪ 流出油等対策訓練	
⑥ 地震・津波対策訓練	⑫ 緊急物資輸送訓練	

2 実施に当たって留意すべき事項

市は、震災に関する訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うなど、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施について考慮する。

(1) 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施する。特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て、自衛隊災害派遣要請訓練及び災害派遣時に行う救援活動に係る各種の訓練を実施する。

(2) 市民等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア団体等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかける。市民に対する防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図り、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、市民の積極的な参加を得て実施する。

(3) 広域的な訓練の実施

近隣の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援要請訓練及びこれに基づく各種の訓練を実施する。

(4) 教育機関等における訓練の実施

児童・生徒に対する防災教育の観点から、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得て各種の訓練を実施する。

(5) 要配慮者を対象とした訓練の実施

医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を地域の自治会・町内会、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。

(6) 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や東日本大震災における地域の状況等過去の災害履歴を考慮し、より現実的な災害想定を行う。

(7) 各種訓練の有機的な連携

有事の際の現実的な対応を想定し、関係機関が合同しての訓練、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

(8) 訓練災害対策本部の設置

県及び市町村に訓練災害対策本部を設置し、当該本部が中心となって通信情報連絡訓練、職員非常招集訓練等を実施する。

(9) 所有資機材等の活用

訓練の実施に当たっては、自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用する。

3 各訓練項目において留意すべき事項

(1) 通信情報連絡訓練

震災により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政無線及び衛星携帯電話等を用いた通信訓練を実施すること。

(2) 職員非常招集訓練

震災により通常の交通手段が途絶した場合を想定し、徒歩による非常参集訓練等を実施すること。

(3) 消防訓練

震災により消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等を用いた消火訓練を実施すること。

(4) 避難訓練

地震により津波が発生した場合を想定し、市民の避難訓練を実施すること。

(5) 津波訓練

地震により津波が発生した場合を想定し、業務従事者の安全を確保したうえで水門等の閉鎖、海面監視、住民広報等の津波訓練を実施すること。

(6) 救出・救助訓練

震災により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。

(7) 施設復旧訓練

震災によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

第4節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 市は、地震（地震に起因する延焼火災、家屋倒壊等を含む。）及び津波による災害から市民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、市民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 避難対策を行う者は、いつでも円滑に行動できるよう日常の体制整備に努める。
- 4 市民は、地震・津波災害時に的確な避難行動をとれるよう、日常から災害に対する備えに努める。

第2 避難計画の作成

【危機管理課、各施設管理者】

1 市の避難計画

- (1) 市は、東日本大震災を受け、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした「宮古市津波避難計画」を作成するものとする。

① 避難指示の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法	
② 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口	
③ 避難場所等への経路及び誘導方法	
④ 避難所等の管理	ア 管理責任者 イ 管理運営体制 ウ 職員の動員体制及び運営スタッフの確保 エ 災害対策本部及び各避難所等との連絡手段 オ 食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法 カ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法 キ 医療機関との連携方法 ク 避難所の秩序維持 ケ 避難者に対する災害情報の伝達 コ 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底 サ 避難者に対する各種相談業務 シ 自主避難者に対する各避難所の随時解放体制
⑤ 避難者に対する救援、救護措置	ア 給水 イ 給食 ウ 空調 エ 応急救護、衛生、こころのケア オ 生活必需品の支給 カ その他必要な措置

⑥ 避難行動要支援者に対する救援措置	ア 情報の伝達 イ 避難の誘導及び避難の確認 ウ 避難所等における配慮 エ 平常時から関係機関による避難行動要支援者情報の収集、共有 オ 個別避難計画の策定 カ 福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結 キ 避難場所から避難所への移送手段
⑦ 避難場所等の整備	ア 受入施設 イ 給食施設 ウ 給水施設 エ 情報伝達施設
⑧ 住民に対する広報	
⑨ 避難訓練	

- (2) 市は、避難指示等を市民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等を定める。
- (3) 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることがないように、避難指示の発令・伝達体制を整える。
- (4) 避難計画策定に当たっては、危機管理課を中心に、福祉課、介護保険課等福祉担当課との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど、避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導體制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。
- (5) 市は、避難指示の具体的な発令基準を策定し、市地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、被害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。
- (6) 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。また、自転車、原動機付き自転車、自動二輪車については、道路の混乱を大幅に助長するものではなく、迅速な避難や車両渋滞の緩和につながることから、避難の手段として奨励する。ただし、避難場所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。

- (7) 避難時の道路の渋滞を緩和するため「津波避難駐車場の指定」などの方策を検討する。
- (8) 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。
- (9) 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。
- (10) 避難計画の作成に当たっては、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。
- (11) 避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては、住民等の参加も考慮する。

2 津波避難計画の作成

- (1) 市は、「岩手県津波避難計画策定指針（平成16年5月）」に基づき津波避難計画を刷新し、「宮古市津波避難計画（標準版）」、「宮古市津波避難計画（各地区版）」を策定した。この計画は、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの間に市民等が所在地から避難場所まで、避難場所から避難所までの、それぞれの避難行動の安全確保を目指して策定したものである。

標準版は、津波浸水想定区域の設定、避難対象地域の設定、緊急避難場所と避難所の指定、避難路の設定、津波到達予想時間の想定、津波避難の原則、津波避難の流れ、津波避難への備えなどから構成されており、津波避難の共通事項を定めている。

- (2) 各地区版は、標準版をベースにして、それぞれの地形や特性などを勘案し、9地区別に作成した。作成に当たっては、ワークショップを行い、住民からの提案を反映し、地区独自の情報なども盛り込んだ。
- (3) 今後、避難所を単位にして各地区版をもとにワークショップなどを行い、「地区ごとの津波避難計画」を更新する。
- (4) 避難場所、避難経路等の指定・設定に際して、特に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定も検討する。

※津波避難ビル等＝ 津波浸水予想地域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避する施設（人工構造物に限る）をいう。なお、津波

による浸水の恐れのない地域の避難施設や高台は含まない。「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年6月内閣府）」より抜粋。

3 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。なお、各施設に共通する事項は次のとおりである。

ア 津波警報等の入場者等への伝達

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

- (2) 施設の管理者は、市、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。

- (3) 学校、幼稚園、保育所等においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定めるとともに、登下校中の児童、生徒を一時的に保護するため津波シェルター等の確保に努める。

また、児童、生徒を保護者に引き渡す際の、安全を確認する条件、方法を定める。なお、保護者への児童、生徒の引き渡しは、引渡し先の安全を確認できた後に行うことを基本とする。

- (4) 保育所、児童館等においては、学校に準じた対応を行う。

- (5) 病院等においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。また、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を実施する。

- (6) 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

- (7) 海岸近くにある施設の管理者は、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する。

また、伝達するために必要な措置を実施する。

- (8) 海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所の管理者は、来訪者に対する避難指示等の周知方法、避難させる場合の避難場所、

経路、誘導方法等を定める。

4 広域避難及び広域一時滞在

【本編・第2章・第4節・第2・3 参照】

第3 避難場所等の整備等

【危機管理課】

1 避難場所等の整備

市は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定する。

なお、東日本大震災時の津波浸水被害の実態を踏まえて、最大クラスの津波でも被災しない避難場所・避難所を選定する。

また、避難場所等に到達するまでに時間を要する地域には、「津波避難ビル等に関するガイドライン」で示された構造基準を満たす建築物を津波避難ビルに指定することなどにより、確実に避難できる体制の構築に努める。

さらに、市内の社会福祉施設と協議の上で協定締結等を行い、福祉避難所の指定を推進する。

避難場所 (高台)	① 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。 ② 崖崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物が蓄積されていない場所であること。 ③ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。 ④ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を収容できるような場所であること。 ⑤ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等の横断を要さない場所であること。 ⑥ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。
避難所	① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 ② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 ④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 ⑤ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。 ⑥ トイレ機能を確保できるものであること。 ⑦ 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。 ⑧ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他

	の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの ⑨ 避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。また、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女の双方の視点等に配慮すること。
--	--

- (1) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- (2) 市は、指定避難所内の避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。
- (3) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- (4) 市は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

2 避難道路等の選定及び整備

市は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに、「宮古市東日本大震災復興計画」や「地区別まちづくり計画」等を踏まえた安全な避難行動に資する避難道路及び避難誘導標識の整備に努める。

避難場所への誘導標識の設置に当たっては、日本工業規格に基づく災害種別図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

- (1) 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。
- (3) 津波、浸水等の危険のない道路であること。
- (4) 避難道路は、原則として相互に交差しないこと。
- (5) 避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議のうえで、交通規制計画を定めること。

3 避難場所等の環境整備

市は、次の事項に留意し、避難場所等の環境整備を図る。

- (1) 各種情報を確実に住民へ伝達する手段の確保
- (2) 避難場所等と市災害対策本部との双方向の通信機材の配備
- (3) 非常用電源の配備とその燃料の備蓄
- (4) 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置
- (5) 避難場所等における簡易トイレ(組立て式)、照明(太陽光発電等)、東屋等の整備
- (6) 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備

- (7) 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備
- (8) 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備
- (9) 高齢者、障がい者等の要配慮者の受入に配慮した、バリアフリー化等の環境の整備
- (10) プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した環境の整備
- (11) 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備

[資料編 1-2-4-1：津波避難ビル一覧]

[資料編 1-3-15-2：避難場所及び避難所]

第4 避難所の運営体制等の整備

【危機管理課】

【本編・第2章・第4節・第4 参照】

第5 避難行動要支援者の名簿

【福祉課】

【本編・第2章・第4節・第5 参照】

第6 津波避難に関する広報

【危機管理課】

市は、市民が津波に対する早期避難の重要性を認識し、的確な避難行動をとることができるよう周知徹底を図る。このため、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示したハザードマップ、広報誌やパンフレット等の活用、講習会や避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行う

避難場所等に関する事項	① 災害種別に応じた避難場所等の名称及び所在地並びに避難所と避難場所の区分 ② 避難場所等への経路 ③ 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方
避難行動に関する事項	① 平常時における避難の心得 ② 避難指示の用語の意味 ③ 避難指示の伝達方法 ④ 避難の方法 ⑤ 避難後の心得
災害に関する事項	① 災害に関する基礎知識 ② 過去の災害の状況

第7 避難訓練の実施

【危機管理課】

【本編・第2章・第4節・第7 参照】

第8 津波に対する市民の予防措置

【市民】

1 市民の予防措置

(1) 津波に対する正しい知識を身につける

- ① 津波は、大きな揺れを伴う地震のときだけ来るとは限らない。
- ② 地震発生から津波が来るまでの時間は、震源が海岸に近いほど短く、まだ揺れが収まらないうちに襲来する場合もある。
- ③ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- ④ 津波は、繰り返し襲来し、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- ⑤ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等により津波が発生する可能性もある。
- ⑥ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ⑦ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。また、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があり、避難場所自体が被災することも有り得る。

(2) 日頃から、津波に対する備えを怠らない。

- ① 避難場所、避難道路等を確認する。
- ② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備及び積雪寒冷期の避難に備えた防寒対策を行う。
- ③ いざというときの対処方法を検討する。
- ④ 防災訓練等に積極的に参加する。
- ⑤ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。

(3) 次の場合は、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。この場合において、避難に当たっては徒歩によることを原則とする。また、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを意識する。

- ① 強い揺れを感じたとき
- ② 弱い揺れであっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたとき
- ③ 揺れを感じなくても、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表さ

れたとき

- (4) 正しい情報を、テレビ、ラジオ、携帯電話、防災行政無線、広報車等を通じて入手する。
- (5) 海の様子を見に行かない。
- (6) 津波は、繰り返し襲ってくるので、いったん避難を行った場合は、大津波警報、津波警報及び津波注意報が解除されるまで、避難場所等や高台等安全な場所に留まり、海岸に近付かない。

第5節 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 市及びその他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡システムを定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。
- 3 災害時に通信が長期間途絶する可能性を考慮し、通信設備に依存しない情報伝達、共有方法、通信が行えない場合でも自立的に活動できる活動体制やマニュアル等の整備を図る。
- 4 効率的・効果的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

第2 市防災行政無線の整備

【危機管理課】

【本編・第2章・第5節・第2 参照】

第3 通信施設の多重化

【危機管理課】

【本編・第2章・第5節・第3 参照】

第4 その他の通信施設

【財政課】

【本編・第2章・第5節・第4 参照】

第5 災害時優先電話の指定

【財政課】

【本編・第2章・第5節・第5 参照】

第6 通信運用マニュアルの作成等

【危機管理課】

【本編・第2章・第5節・第6 参照】

第6節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

市は、避難指示等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 避難行動要支援者の実態把握

【福祉課、介護保険課、総合窓口課】

【本編・第2章・第6節・第2 参照】

第3 災害情報等の伝達体制の整備

【福祉課、介護保険課、総合窓口課】

【本編・第2章・第6節・第3 参照】

第4 避難誘導

【各課】

【本編・第2章・第6節・第4 参照】

第5 避難生活

【各課】

【本編・第2章・第6節・第5 参照】

第6 社会福祉施設等の安全確保対策

【各施設管理者】

【本編・第2章・第6節・第6 参照】

第7 外国人の安全確保対策

【危機管理課】

【本編・第2章・第6節・第7 参照】

第7節 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

- 1 市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行う。
- 2 市民及び事業所における物資の備蓄の促進を図る。

第2 備蓄目標

【危機管理課】

- 1 宮古市
【本編・第2章・第7節・第2・1 参照】
- 2 市民
【本編・第2章・第7節・第2・2 参照】
- 3 事業所
【本編・第2章・第7節・第2・3 参照】

第3 備蓄計画

【各課、各総合事務所】

- 1 避難所における食料、飲料水、毛布
【本編・第2章・第7節・第3・1 参照】
- 2 避難所におけるその他物資の備蓄
【本編・第2章・第7節・第3・2 参照】
- 3 燃料
【本編・第2章・第7節・第3・3 参照】
- 4 市民等による備蓄の促進
【本編・第2章・第7節・第3・4 参照】

第8節 孤立化対策計画

第1 基本方針

市は、道路状況や通信手段の確保の状況等から、災害時に孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化（災害時孤立化地域カルテ）し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員等から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

第2 孤立化想定地域への対策の推進

【危機管理課】

1 通信手段の確保

【本編・第2章・第8節・第2・1 参照】

2 救出方法の確認

【本編・第2章・第8節・第2・2 参照】

3 備蓄の奨励

【本編・第2章・第8節・第2・3 参照】

4 防災体制の強化

【本編・第2章・第8節・第2・4 参照】

第9節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

震災時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を図り、震災時における応急活動体制の整備を推進する。また、施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。なお、施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

第2 防災拠点施設等の整備

【危機管理課】

【本編・第2章・第9節・第2 参照】

第3 消防施設の整備

【消防対策課】

【本編・第2章・第9節・第3 参照】

第4 災害対策用資機材等の整備

【各課】

【本編・第2章・第9節・第4 参照】

第10節 都市防災計画

第1 基本方針

都市災害を防止し、震災の被害を最小限に食い止めるため、震度6弱及び河川沿いの低地等では震度6強程度となるような、市域の内陸部を震源地とする大規模な地震が発生することを前提として、市街地における建築物の耐震化、不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を促進することにより、市街地の防災化を図る。

第2 建築物の耐震性向上等の促進

【各課】

1 防災上重要な建築物等の耐震化確保等

市は、既存建築物の耐震性の向上を図り、都市防災を推進するため、次の対策の推進を図る。

(1) 防災上重要な建築物の設定

次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保、非常用電源の確保、通信手段の確保、資機材及び緊急車両等の確保に努める。

- ① 指定避難所、庁舎、病院、道の駅、学校等災害応急対策・復旧活動の拠点となる公共性の高い施設
- ② 建築基準法第12条に規定する定期報告の対象となる特殊建築物
- ③ 放送局、新聞社等情報伝達業務の中心となる施設
- ④ 建築物の形態、工法、構造壁の設置等からみて建築構造上弱いと考えられる特殊建築物

(2) 市の施設の耐震強化

- ① 防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない市の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の推進に努める。
- ② 防災上重要な建築物に該当しない市の施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。
- ③ 公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、震災化率や耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

民間の防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

(4) 設備・備品の安全対策

防災上重要な建築物については、設備・備品の転倒、破損等による

2 木造住宅の耐震性確保

木造住宅の耐震性を確保するため、市民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

3 建築物の耐震性確保

(1) 建築物の耐震性の確保について広く市民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の実施を促進する。

(2) 新規に建設される建築物についての耐震性を確保するため、県が実施する関係団体に対する設計、工法、監理についての指導に協力する。

4 工作物の耐震性確保

煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く市民の認識を深めるとともに、耐震診断の実施を促進する。

5 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

(1) 道路に面する3階以上の建築物については、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、定期的な点検の実施を促進する。

(2) 特に、通学路及び避難場所周辺については、市においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対し改修指導を行うなどの対策を図る。

6 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

(1) 道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするよう指導する。

(2) 特に、通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検補強を指導するとともに、市においても定期的に点検する。

7 家具等の転倒防止対策推進

市は、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報紙等により市民への啓発、普及を図る。

8 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、県及び市は、その制度の普及や加入促進に努める。

第3 建築物の不燃化の促進

【建築住宅課、都市計画課】

【本編・第2章・第10節・第2 参照】

第4 防災空間の確保

【都市計画課】

【本編・第2章・第10節・第3 参照】

第5 市街地再開発事業等による都市整備

【都市計画課】

【本編・第2章・第10節・第4 参照】

第6 津波防災を考慮した土地利用計画

【都市計画課】

市の沿岸地域については、海岸保全施設等により一定の安全性を確保した上で、津波のシミュレーションを参考に、住宅地、商業地、業務地、工業地や必要に応じて建築制限を行う地域などを適切に配置するとともに、災害対応等の中枢となる市庁舎や病院、学校、福祉施設等の公共公益施設を安全性の高い場所に配置し、又は建築物の耐浪化を図る。

あわせて、避難時間を短縮する避難ビルや避難タワー、防災公園や避難路等を適正に配置するなど、津波防災を考慮した土地利用計画とする。

土地利用計画の策定に際しては、「宮古市東日本大震災復興計画」や「宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画」等を踏まえ、市民との合意形成を図りながら検討を行うものとする。

第11節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

震災による道路施設、鉄道施設、港湾施設及び漁港施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

【建設課、道路管理者】

1 道路の整備

【本編・第2章・第11節・第2・1 参照】

2 橋梁の整備

市及びその他の防災関係機関は、震災時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路橋の整備を進める。

- (1) 耐震補強を行う必要のある橋梁を把握するため、橋梁耐震点検を実施する。
- (2) 上記調査に基づき、補修等対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等、耐震補強を実施する。
- (3) 新設の橋梁は、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

3 横断歩道橋の整備

市及びその他の防災関係機関は、震災時において、横断歩道橋が落下等により交通障害物になることを防止するため、所管横断歩道橋について、耐震点検調査を実施し、補強対策工事の必要箇所を指定して、横断歩道橋の整備を進める。

- (1) 本体と階段の取付部を中心とした横断歩道橋の耐震点検調査を実施する。
- (2) 上記調査に基づき、補強対策工事が必要とされた横断歩道橋について、落下防止補強工事を実施する。

4 トンネルの整備

【本編・第2章・第11節・第2・2 参照】

5 障害物除去用資機材の整備

【本編・第2章・第11節・第2・3 参照】

第3 鉄道施設

【鉄道事業者】

【本編・第2章・第11節・第3 参照】

第4 港湾施設、漁港施設

【港湾施設、漁港施設管理者】

【本編・第2章・第11節・第4 参照】

第12節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

震災による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の耐震性の向上、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期す。

第2 電力施設

【電気事業者】

電気事業者は、県計画に定めるところにより、電力施設の耐震性の向上等を図る。

第3 ガス施設

【ガス事業者】

ガス事業者は、震災によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱い方法等の周知徹底を図る。

1 施設等の耐震性の向上

製造施設及び貯蔵所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	火気との距離を確保するために、消費先の容器置場に隔壁を設置する場合は耐震性を考慮して施工するとともに、既設の隔壁等については、耐震性の評価を実施し、必要に応じ、強化等の措置を講じる。
容器	容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
配管	① 配管は、可能な限り露出管化するとともに、埋設配管を設置せざるを得ない場合は、耐震性の高い配管を設置する。 ② 既設の埋設配管については、計画的に、露出管化又は耐震性の高い配管へ切替えを行う。
安全器具	① 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を勧める。 ② 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を勧める。 ③ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

震災時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

震災時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

- (1) ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置
- (2) ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第4 上下水道施設

【上下水道部施設課】

1 上水道施設

水道事業者は、震災による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の耐震性の向上

- ① 水道事業者は、「水道耐震化計画指針」（厚生労働省）及び「岩手県広域的水道防災構想」を踏まえ、計画的に水道施設の耐震化を図る。

貯水、取水、導水施設	ア 管路は、耐震継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造、材質とする。 イ 水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認し、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等予備水源の確保を図る。
浄水施設	ア ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のための整備増強を図る。 イ 被災時の停電を考慮して、自家発電設備の整備を図る。
送、配水施設	ア 送、配水幹線は、耐震継手、伸縮可とう管など耐震性の高い構造、工法とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。 イ 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。 ウ 既設管については、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

- ② 水道事業者は、震災時において、被災者が必要とする飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

下水道施設の管理者は、震災による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上を図る。

下 水 管 渠	① 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。 ② マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。 ③ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
ポンプ場、終	① ポンプ場、終末処理場は、非常発電設備を整備する。

未処理場	なお、津波が想定される地域に存する場合は機械・電気設備を想定津波浸水深を超える階高フロアに設置（移設）する。 ② 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため、構造面での耐震化を図る。なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。 ③ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。なお、津波が想定される地域に存する場合は耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。
------	--

第5 通信施設

【電気通信事業者、放送事業者】

1 電気通信設備

電気通信事業者は、県計画に定めるところにより、電気通信施設の耐震性の向上等を図る。

2 放送施設

放送事業者は、県計画に定めるところにより、放送施設の耐震性の向上等を図る。

第13節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

震災による危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油類等危険物

【消防対策課、保管施設管理者】

【本編・第2章・第13節・第2 参照】

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

【保管施設責任者】

【本編・第2章・第13節・第3 参照】

第4 毒物、劇物災害予防対策

【保管施設責任者】

【本編・第2章・第14節・第4 参照】

第5 放射線災害予防対策

【保管施設責任者】

【本編・第2章・第14節・第5 参照】

第14節 津波災害予防計画

第1 基本方針

- 1 津波災害対策を検討するに当たっては、再び人命が失われることがない「多重防災型まちづくり」を目指し、第一に、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波、第二に、最大クラスの津波に比べて津波高は低いものの発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波の、これら二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

この場合、最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を柱に、海岸保全施設整備等のハード対策、まちづくり及び避難対策等のソフト対策を適切に組み合わせた、「多重防災型」の考え方で生命を確実に守る。

また、最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは現実的ではないことから、過去に発生した津波等を地域ごとに検証したうえで、最大クラスの津波に比べて津波高は低いものの、発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波、すなわち、概ね百数十年程度で起こり得る津波に対しては、海岸保全施設の整備により生命と財産を確実に守ることを基本的な考え方とする。

- 2 津波災害の防止・軽減を図るため、高潮対策、防災林造成等の海岸保全施設整備を計画的に推進する。
- 3 災害時に適切な措置をとることができるよう、水門等施設の維持管理体制を整備する。
- 4 津波防災対策を十分考慮に入れ、土地利用計画、公共施設計画、交通施設計画等の策定又は見直しを行い、津波に強い街づくりを推進する。

第2 予防対策

【危機管理課、消防対策課、建設課】

1 河川・海岸施設の管理

- (1) 水門等の維持管理は、海岸水門管理要綱等により原則として設置者が行うが、有事の際に迅速かつ適切な措置が講じられるよう、門扉（水門、排水樋門、陸閘、道路門扉、遮断扉等）の操作等は市が委託を受けて実施する。なお、市は、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確認等、施設管理の徹底を行うこととする。設置者は、積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮するものとし、水門等の操作員の安全確保及び、水門等閉鎖時間の短縮のため、水門等の電動化・遠隔化を促進する。また、水門等の仕様は、停電等で電源確保ができない場合でも稼働できるものとする。

- (2) 市及びその他の防災関係機関は、有事に即応した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。
- (3) 設置者は、円滑な操作のため照明設備を設けるとともに、長時間閉鎖にともなって滞水することのないような構造とするよう努める。

2 防災施設の整備

- (1) 河川、海岸管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強、漂流物の防除等必要な施設整備を推進する。
- (2) 河川、海岸管理者は、津波により孤立が懸念される地域の港湾、漁港等の整備を推進する。
- (3) 市及びその他の防災関係機関は、避難誘導標識及び避難地案内板の設置に当たっては、容易に確認できるよう配慮する。
- (4) 市及びその他の防災関係機関は、津波等による海面変動を迅速に把握するため、津波監視施設（潮位観測装置）の整備に努める。
- (5) 市及びその他の防災関係機関は、急傾斜地の崩壊防止工事の施行に当たっては、緊急時に避難できるよう配慮する。
- (6) 市及びその他の防災関係機関は、緊急情報を迅速に伝達するため、緊急地震速報伝達体制を整備するとともに、道路通行中の車両への多様な伝達手段を検討する。

第3 海岸地域の津波防災化

【危機管理課、建設課、都市計画課】

市及びその他の防災関係機関は、土地利用計画、公共施設計画、交通施設計画等の策定又は見直しに当たっては、津波防災対策を十分考慮に入れ、津波災害に強い街づくりを推進する。

東日本大震災により被災した地域については、海岸保全施設の配置計画と市街地・集落の立地や産業の形態を考慮し、市民との合意形成を図りながら総合的に検討を行い、嵩上げや高所移転により安全な住環境を確保する。

1 土地利用上の対策

- (1) 津波防災上の土地利用
 - ① 津波による被害が予想される場所では、土地利用の現状、地域の将来の発展、市民生活の利便性を十分考慮し、津波による被害をできるだけ少なくできるような土地利用を誘導する。
 - ② 建築基準法に基づく災害危険地域について検討するとともに、小規模の集落については、住宅の高地への移転を誘導する。
 - ③ 東日本大震災により被災した地域については、海岸保全施設等により一定の安全性を確保した上で、津波のシミュレーションを参考に、住宅地、商業地、業務地、工業地や必要に応じて建築制限を行う地域などを

適切に配置するとともに、災害対応等の中枢となる市庁舎、事務所や病院、学校、福祉施設等の公共公益施設を安全性の高い場所に配置する。あわせて、避難時間を短縮する津波避難ビルや津波避難タワー、防災公園や避難路等を適正に配置するなど、津波防災を考慮した土地利用計画とする。

土地利用計画の策定に際しては、「宮古市東日本大震災復興計画」や「地区別まちづくり計画」等を踏まえ、市民との合意形成を図りながら検討を行うものとする。

2 公共公益施設の耐浪性の確保

- (1) 庁舎、学校、公民館、社会福祉施設等の公共施設は、地域の主要な機能を有しており、また、その配置が地域の形成を性格付けることから、高台その他の安全性の高い場所に配置するなど、地域内の活動、広域内の活動等を踏まえた津波に強いまちづくりを誘導する。
- (2) 公民館、地区センター等については、公共施設再配置計画に基づき、震災により被災した施設の再配置を行う。

3 交通施設の配置等

道路、鉄道等の交通施設は、その地域における土地利用を誘導し、また、災害時において避難路及び救援路となることから、公共施設管理者や民間事業者等と連携し、まちづくりのランドデザインと一体となったルートの見直しや嵩上げによる防災機能の付加、公共施設等の建築物の構造強化を行うなど、その配置及び構造について、特に配慮して計画する。

4 津波災害警戒区域内の情報伝達等

- (1) 市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、及び主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。
- (2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。
- (3) 市長は、市地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

- (4) 市は、津波警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取り組みの支援に努めるものとする。

〔資料編 1-2-14-1：海岸防潮堤防設置箇所〕

〔資料編 1-2-14-2：河川水門管理要綱〕

〔資料編 1-2-14-3：海岸水門管理要綱〕

第15節 地盤災害予防計画

第1 基本方針

地震発生に伴う地すべり、崖崩れ等の地盤災害を防止するため、危険地域の実態を調査するとともに、危険な箇所における必要な災害防止策を実施する。

第2 崩壊危険地の災害防止対策

【建設課、危機管理課】

1 地すべり防止対策事業

通常の地すべりは、土層の移動が継続的、かつ、緩慢であるが、地震、台風によって発生する地すべりは、移動が急激で土量も多く、大きな災害をもたらす場合がある。

2 土石流対策事業

- (1) 市内の土砂災害警戒区域（土石流）の箇所は613箇所である。
- (2) 土砂災害警戒区域（土石流）に対する予防措置として、特に、土石流が発生するおそれの高い区域、保全対象となる人家又は公共的施設の多い区域について、砂防工事の促進に努めるものとする。

3 山地災害予防事業

- (1) 市内の山地災害危険地区は、409箇所である。（地すべり危険箇所除く）
- (2) 治山事業の採択基準に満たない小規模な山腹崩壊地で、公共施設、人家等に直接被害を及ぼす箇所について、県単独治山事業の促進に努めるものとする。

4 急傾斜地崩壊対策事業

- (1) 市内の土砂災害警戒区域（急傾斜）は、668箇所である。
- (2) 緊急性の高い箇所や被災箇所の優先的な事業促進に努めるものとする。

第3 宅地防災対策

【都市計画課】

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第4 ため池防災対策

【農林課】

市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制

等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

第16節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防設備の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

【消防対策課、各課】

- 1 火災予防の徹底
【本編・第2章・第18節・第2・1 参照】
- 2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成
【本編・第2章・第18節・第2・2 参照】
- 3 予防査察の強化
【本編・第2章・第18節・第2・3 参照】
- 4 防火対象物の防火体制の推進
【本編・第2章・第18節・第2・4 参照】
- 5 危険物等の保安確保指導
【本編・第2章・第18節・第2・5 参照】

第3 消防力の充実強化

【消防対策課】

市は、大地震火災等に対処しうる消防力を確保するため、県の指導、援助のもとに、消防力の充実強化に努める。

- 1 総合的な消防計画の策定
【本編・第2章・第18節・第3・1 参照】
- 2 消防活動体制の整備強化
【本編・第2章・第18節・第3・2 参照】
- 3 消防施設等の整備強化
【本編・第2章・第18節・第3・3 参照】

第17節 海上災害予防計画

第1 基本方針

地震・津波時の海上における船舶の座礁、衝突、火災、沈没等及びこれらの事故等による海上流出油災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 船舶の安全指導等

【宮古海上保安署】

【本編・第2章・第21節・第2 参照】

第3 防除体制の強化

【各防災関係機関】

【本編・第2章・第21節・第3 参照】

第4 施設、設備及び資機材の整備・保管

【各防災関係機関】

【本編・第2章・第21節・第4 参照】

第5 津波に対する船舶の予防措置

【船舶管理者】

船舶の管理者は、津波に対する正しい知識を身につけ、船舶の津波災害予防措置を行う。

- 1 次の場合は、船舶の管理者の判断で安全な避難行動をとる。
 - (1) 強い地震を感じたとき
 - (2) 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき
 - (3) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたとき
- 2 港外に退避できない小型船については、時間的余裕がある場合は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- 3 正しい情報を、テレビ、ラジオ、無線等を通じて入手する。
- 4 津波は、繰り返し襲ってくるので、津波警報、注意報が解除されるまで、気をゆるめない。

第18節 防災ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 防災ボランティア・リーダー等の養成

【福祉課、宮古市社会福祉協議会】

【本編・第2章・第22節・第2 参照】

第3 防災ボランティアの登録

【宮古市社会福祉協議会】

【本編・第2章・第22節・第3 参照】

第4 防災ボランティアの受入体制の整備

【福祉課】

【本編・第2章・第22節・第4 参照】

第5 関係団体等の協力

【危機管理課】

【本編・第2章・第22節・第5 参照】

第19節 事業継続対策計画

第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 市は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）の策定の促進に努める。
- 3 市は、災害時に重要業務を継続するために策定した「宮古市 業務継続計画」が機能するよう職員への徹底を図る。
- 4 市及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、共同して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- 5 市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2 事業継続計画の策定

【産業支援センター、危機管理課】

【本編・第2章・第23節・第2 参照】

第3 企業等の防災活動の推進

【産業支援センター、危機管理課】

【本編・第2章・第23節・第3 参照】